

## 人事制度構築コンサルティング業務委託候補者選定委員会設置要綱

### (委員会の設置)

第1条 秋田県立病院機構人事制度構築コンサルティング業務を委託する最適な候補者を選定するため、秋田県立病院機構人事制度構築コンサルティング業務委託候補者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (委員会の事務)

第2条 委員会は、秋田県立病院機構人事制度構築コンサルティング業務における委託候補者の選定を行う。

### (組織及び委員の任期)

第3条 委員会の委員は次により構成する。なお、委員の任期は、公募開始から契約事業者の決定までとする。

- ① 理事長
- ② 理事（2名）
- ③ 脳血管研究センター長、リハビリテーション・精神医療センター病院長
- ④ 事務部長等（3名）
- ⑤ 秋田県健康福祉部 医務薬事課長

### (会議)

第4条 委員会に委員長を置き、委員長は理事長をもって充てる。

- 2 委員長は委員会を統括する。ただし、委員長に事故等があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。
- 3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、やむを得ない事由により会議を開催することができないときは、稟議により会議を開催したものとすることができる。

### (審査の方法)

第5条 審査会における審査の方法は次によるものとする。

- 2 評価方法は次によるものとする。
  - ① 「秋田県立病院機構人事制度構築コンサルティング業務企画提案競技実施要領」に定める企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリングの内容をもとに評価する。
  - ② 評価項目それぞれについて5段階評価を行い、係数を乗じて数値化する。
  - ③ 相対評価（他社との比較による加点又は減点）も可とする。
  - ④ 総合得点に基づき、選定委員会の議を経て委員長が選定順位を決定する。
- 3 評価は別に定める審査表により行うものとする。

4 評価基準及び項目毎の配分点数は次によるものとする。

配分点数	評 価 項 目
40点	企画提案（内容）
25点	企画提案（総合）
25点	業務の実施方法、履行能力・体制
10点	業務の履行に係る経費の額

5 5段階評価の評価基準は主に次によるものとする。

判定結果	評 価 基 準	備 考
5	記載・説明された内容が極めて優れている。	特によい
4	記載・説明された内容が優れている。	比較的よい
3	記載・説明された内容が一般的で普通である。	普通である
2	記載・説明された内容が不十分であり、実現に問題がある。	やや劣る
1	記載・説明された内容が提示した仕様を満たしておらず実現が困難である。又は記載・説明が全くない。	劣る

6 企画提案書提出者が1社である場合は、2から5と同様に評価を行い、委員毎の評価や意見をもとに、業務遂行能力の有無を判断するものとする。

（委任事項）

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成23年12月7日から施行する。